

【消費生活の窓口から】

SNS 広告の「お試し価格」にご注意を！

～「お試し」「1回きり」のつもりでも「定期購入」の可能性がありま
す！！～

SNS 広告を見て、「お試し」、「1回きり」のつもりで商品を注文したところ、複数回の継続購入が条件の「定期購入」だと分かり解約したいという相談が急増しています。SNS 上の広告は瞬時に切り替わるため、大事なことが書かれていないこともあるので注意が必要です。

※ SNS 広告：ソーシャル・ネットワーキング・サービスのメッセージ投稿画面に現れる広告のこと。

＜相談事例＞

SNS 広告に通常 8,000 円する除毛後ローションが初回お試し価格 980 円と表示されていたので購入したが、実は 6 回の定期購入だと後で分かった。解約したい。（23 歳・男性）

【アドバイス】

◆定期購入は中途解約不可の場合が多いので、注文の前に中途解約や返品規定をよく確認しましょう。

◆注文最終画面では、「定期購入」が条件になっていないか、時間をかけてじっくり確認しましょう。

◆少しでも不安に思ったら、消費生活相談窓口か消費者ホットライン（局番なしの^{いやや}188 番）に相談しましょう。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎ 6 6 2 - 2 5 9 3